

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名	給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設			
税 目	所得税			
要 望 の 内 容	<p>学生・生徒に対し給付制奨学金事業を行う特定公益増進法人に対する個人からの寄附金について、新たに寄附金額の30%を税額控除する制度を創設（※）し、従前の寄附金控除（所得控除）の適用を受けるか又は税額控除の適用を受けるか、寄附者がいずれか有利な措置を選択できる制度を導入する。</p> <p>（※）所得税額の25%を限度とする</p> <table border="1" data-bbox="970 786 1476 969"> <tr> <td data-bbox="970 786 1189 969">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1192 786 1476 969">▲205百万円 （－百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	▲205百万円 （－百万円）
減収見込額 （平年度）	▲205百万円 （－百万円）			

新設・拡充又は延長を必要とする理由		<p>(1) 政策目的</p> <p>学ぶ意欲と能力のある学生が、経済的な理由により進学を断念したり、修学の機会を奪われることがないよう、政府としては、独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金事業の充実に努めるとともに、民間団体が行う奨学金事業については、特定公益増進法人制度を活用し、支援を行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、現在の厳しい経済・雇用情勢の中で、雇用や給与の削減を実施する企業があるなど、多くの世帯では収入が減少していると想定され、家計が厳しい状況にある学生・生徒にとって給付制奨学金に対する期待は益々高まっていると考えられる。</p> <p>このため、民間団体が実施する様々な給付制奨学金事業について、一層の充実・活性化を図ろうとするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在の厳しい経済情勢の中で、民間団体が行う給付制奨学金事業の充実・活性化を図るためには、多様な資金源を確保する必要があり、幅広い寄附金を促進するための措置が不可欠。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度であるとされている。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度であることから、新たに税額控除制度を導入することにより、寄附者が所得控除か税額控除かいずれか有利な方式を選択できるようにすることにより、幅広い寄附の獲得が見込まれるため、要望の措置は妥当である。</p>	
	今回	政策評価体系における位置付け	政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進
	の要望に 関連	政策の達成目標	意欲と能力のある学生が、経済的な面で心配することなく安心して学べる環境を整備するため、民間団体の行う給付制奨学金事業の活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税法第37条（指定寄附金、特定公益増進法人）	

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業          大学奨学金等の充実にむけた無利子奨学金貸与人員の増などの取扱いについては、今後の予算編成過程で検討する【事項要求】          (平成21年度予算額 130,899百万円)          高校奨学金事業等の充実・改善          平成22年度概算要求 12,251百万円(新規)</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>政府としては、独立行政法人日本学生支援機構が行う貸与制奨学金事業の充実に努めるとともに、民間団体が行う奨学金事業については、特定公益増進法人制度を活用し、支援を行っている。現在の厳しい経済・雇用情勢の中で、給付制奨学金に対する期待は益々高まっていると考えられるため、民間団体が実施する様々な給付制奨学金事業について、一層の充実・活性化を図ることとしている。          また、高校生に対する奨学金については、新たに修学支援策に必要な予算を要求することとしているが、当該事業は経済・雇用状況の悪化を鑑みた緊急的な措置として、平成21年度補正予算で各都道府県に平成21年度から平成23年度の間設置される高校生修学支援基金に対して、経済的理由により修学困難な高校生を対象とする修学支援策(給付型奨学金事業等)の実施に必要な資金を追加的に交付するものであり、時限的な措置であるとともに、低所得の世帯を対象とすることを想定した事業である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>政策の達成状況</p>	
	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
	<p>これまでの要望経緯</p>	